

A8 「業務外の疾病又は負傷により勤務できない場合は〇か月の休職を命じることとし、休職期間を満了しても復職できない場合は退職とする」など、就業規則で休職制度を設けていることが一般的です。しかし、休職が繰り返されれば、業務に支障をきたします。

就業規則上に、復職後一定期間内に同一事由によって休職した場合は前後の期間を通算すること、休職前の職務に復帰できない場合には他の職務に就かせること、必要に応じて診療所が指定する医師の診断を受けさせること等を明記しておくべきです。